

新グループ保険

〔団体定期保険〕

新グループ保険は裁判所共済組合が実施している共済組合員のための保険制度です。組合員のおふたりにひとりが加入いただいております。

※令和3年12月現在、約13,200名の共済組合員が加入しております。

意向確認書 ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

●死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

- 保障内容はニーズに合致していますか。
- ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

「リビング・ニーズ特約」が付加されています!

保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金額のうち指定のあった金額をお支払いします。

- リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。
- 所定の範囲内で必要に応じた金額を請求できます。
- リビング・ニーズ特約は無料です。
- 被保険者がごどもの場合は請求できません。
- 令和4年10月1日から指定代理請求人の範囲が拡大されます。
- 指定代理請求人を指定される場合は、76ページの確認項目⑨をご確認のうえお手続きください。

▶詳細は14ページの「受取人」、16ページの「保険金のお支払事由」、17ページの「保険金をお支払いしない場合等(詳細)」をご確認ください。

▶「新グループ保険」と「3大疾病保障保険」の指定代理請求人は、それぞれ指定が必要です。詳細は74ページ「指定代理請求人」について、75～76ページ「申込書記入方法」をご確認のうえ、お手続きください。

▶「新グループ保険」と「3大疾病保障保険」のリビング・ニーズ特約は、一部相違点があります。詳細は71～72ページ「Q&A 1.リビング・ニーズ特約について」、74ページ「指定代理請求人」についてご確認ください。

「世帯主に万一のことがあった場合に、残された家族のために必要と考える生活資金・年数はどのくらいか」という質問に対する回答(年間必要額×必要年数)の平均値です。



万一の場合の家族の必要生活資金総額(世帯主年齢別)
(アンケートによる希望値)

30歳～34歳	約8,400万円
40歳～44歳	約7,197万円
50歳～54歳	約5,753万円

(公財)生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」

必要保障額とは…?



万一の場合にすぐ必要となる葬儀代などの資金です。

ご家族に毎月必要となる生活費の累計額です。

お子さまが独立するまでに必要となる小・中・高校・大学の入学金や授業料の累計額です。

お子さまの結婚のために準備しておきたい資金です。

対象：組合員本人・配偶者・ごども

「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれ加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。また、「正しく告知いただくために」には、加入・増額のお申込みの際に必要な被保険者告知に関する重要な事項が記載されています。お申込みにあたって、必ずご確認ください。なお、ご加入者(被保険者)は、当パンフレットをお読みいただいた後も保存等のうえ、大切に保管してください。

※お申込みにあたっては、19～22・37～39・83ページを必ずご確認ください。

保障額と保険料

保険金をお支払いする場合およびお支払いしない場合については16～17ページをご参照ください。

●以下以外の保障額にご加入中の方の保険料については裏表紙に記載のご相談窓口等にお問合せください。

本人・配偶者

※年齢65歳6カ月超(昭和32年4月1日以前生まれ)の方は、最高保険金額が2,000万円です。2,000万円を超える保険金額にご加入の方は、減額手続きをしてください。「申込書兼告知書」のご提出がない場合、更新日付で自動的に2,000万円に減額して更新されます。本人が自動的に減額される場合、2,000万円を超える金額にご加入の配偶者もあわせて更新日付で自動的に2,000万円に減額されます。

(保険料の単位：円)

対象		年齢群団別・男女別月払保険料(概算)								
		保険年齢								
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		15歳～35歳 (S62.4.2生～ H20.4.1生)	36歳～40歳 (S57.4.2生～ S62.4.1生)	41歳～45歳 (S52.4.2生～ S57.4.1生)	46歳～50歳 (S47.4.2生～ S52.4.1生)	51歳～55歳 (S42.4.2生～ S47.4.1生)	56歳～60歳 (S37.4.2生～ S42.4.1生)	61歳～65歳 (S32.4.2生～ S37.4.1生)	66歳～70歳 (S27.4.2生～ S32.4.1生)	
配偶者	100万円	男性	71	89	119	169	244	350	534	789
		女性	47	76	92	128	172	217	286	384
	300万円	男性	213	267	357	507	732	1,050	1,602	2,367
		女性	141	228	276	384	516	651	858	1,152
	500万円	男性	355	445	595	845	1,220	1,750	2,670	3,945
		女性	235	380	460	640	860	1,085	1,430	1,920
	1,000万円	男性	710	890	1,190	1,690	2,440	3,500	5,340	7,890
		女性	470	760	920	1,280	1,720	2,170	2,860	3,840
	1,500万円	男性	1,065	1,335	1,785	2,535	3,660	5,250	8,010	11,835
		女性	705	1,140	1,380	1,920	2,580	3,255	4,290	5,760
	2,000万円	男性	1,420	1,780	2,380	3,380	4,880	7,000	10,680	15,780
		女性	940	1,520	1,840	2,560	3,440	4,340	5,720	7,680
2,500万円	男性	1,775	2,225	2,975	4,225	6,100	8,750	13,350	—	
	女性	1,175	1,900	2,300	3,200	4,300	5,425	7,150	—	
3,000万円	男性	2,130	2,670	3,570	5,070	7,320	10,500	16,020	—	
	女性	1,410	2,280	2,760	3,840	5,160	6,510	8,580	—	
3,500万円	男性	2,485	3,115	4,165	5,915	8,540	12,250	18,690	—	
	女性	1,645	2,660	3,220	4,480	6,020	7,595	10,010	—	
4,000万円	男性	2,840	3,560	4,760	6,760	9,760	14,000	21,360	—	
	女性	1,880	3,040	3,680	5,120	6,880	8,680	11,440	—	
4,500万円	男性	3,195	4,005	5,355	7,605	10,980	15,750	24,030	—	
	女性	2,115	3,420	4,140	5,760	7,740	9,765	12,870	—	
5,000万円	男性	3,550	4,450	5,950	8,450	12,200	17,500	26,700	—	
	女性	2,350	3,800	4,600	6,400	8,600	10,850	14,300	—	
6,000万円	男性	4,260	5,340	7,140	10,140	14,640	21,000	32,040	—	
	女性	2,820	4,560	5,520	7,680	10,320	13,020	17,160	—	
7,000万円	男性	4,970	6,230	8,330	11,830	17,080	24,500	37,380	—	
	女性	3,290	5,320	6,440	8,960	12,040	15,190	20,020	—	

ごども

(保険料の単位：円)

保険年齢3歳～22歳 (H12.4.2生～R2.4.1生)				
死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	100万円	200万円	300万円	400万円
月払保険料(確定)	70	140	210	280

本人：効力発生日現在で年齢60歳6カ月超の方は新規加入・増額ができません。
配偶者：効力発生日現在で年齢65歳6カ月超の方は新規加入・増額ができません。

- (本人・配偶者)の保険料は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は令和4年10月1日)から適用します。保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移行の方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- (ごども)の保険料は1人あたりの確定保険料です。
- 記載の保険料は、確定保険料を含め、令和4年3月10日(計算基準日)現在のものであり、保険料率等が改定される場合には、変動することがあります。
- 当パンフレット(新グループ保険部分)における年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)